

奈良市中筋自転車駐車場管理運営業務委託契約書（案）

奈良市（以下「発注者」という。）と□□□□□□□□（以下「受注者」という。）とは、管理運営業務の委託について、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従ってこれを誠実に履行するものとする。

（管理運営業務を行わせる施設）

第1条 発注者は、受注者に次の施設の管理運営業務を委託することについて合意した。

（1）名称及び所在地

・奈良市中筋自転車駐車場 奈良市中筋町31番地の18

（2）概要

（1）名称	奈良市中筋自転車駐車場
（2）所在地	奈良市中筋町31番地の18
（3）施設の構造等	構造 鉄骨造2階建 延床面積 778.14 m ²
（4）収容台数・種別	600台 自転車、原動機付自転車、自動二輪車125cc未満
（5）収容形態	平面置き
（6）自転車等出入口	1箇所

（業務の範囲・内容）

第2条 受注者は、別紙 奈良市中筋自転車駐車場管理運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、委託業務を処理しなければならない。ただし、仕様書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じ軽微な業務で発注者が必要と認める業務については、受注者の委託料の範囲内で処理するものとする。

（利用料金の帰属）

第3条 自転車駐車場の利用者等が支払う利用料金（未収分を含む）は、発注者の収入として発注者に帰属させるものとする。

（業務主任者等）

第4条 受注者は、委託業務を円滑に実施するため、発注者の認める必要な人員を配置し、その作業を指導監督するため、業務主任者を置くものとする。

2 受注者は、委託業務を円滑に実施するため、作業を指導する指導員を置くことに努めなければならない。

（委託期間）

第5条 委託期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。

（委託料）

第6条 発注者は、委託業務に対する委託料として、金○○○○○○○円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税○○○○○○○円）を受注者に支払うものとする。

(契約保証金)

第7条 奈良市契約規則第23条第2項第3号の規定により免除する。

(調査等)

第8条 発注者は、この委託業務の処理状況について、臨時に調査し、必要な説明及び報告を求めるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができる。

(委託業務の変更)

第9条 発注者は、必要に応じて、この委託業務を変更し、又は一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料等を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して、書面によりこれを定めるものとする。

(臨機の措置)

第10条 受注者は、災害防止等のため特に必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置を直ちに報告しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他緊急やむを得ない時は、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において、受注者は直ちにこれに応じなければならない。

(器具、材料等の負担)

第11条 委託業務の実施に必要な器具、材料等は、受注者において負担する。

(事業計画)

第12条 受注者は、委託業務を実施するに当たっては、あらかじめ仕様書に基づく事業計画を立てた上で、事業を着実に実施しなければならない。

(業務履行の報告及び確認等)

第13条 受注者は、毎月、発注者が別途指示する様式による管理月報等の業務報告書及び委託業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の報告書を受領したときは、委託業務の履行について確認し、完全に履行されていない場合は、受注者に対し履行を求めるものとする。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして、発注者の確認を受けるものとする。

3 受注者は、発注者が別途指示する様式による日報、収納した使用料明細書などを速やかに発注者に提出しなければならない。

(委託料の支払い方法等)

第14条 受注者は、業務が完了したときは、発注者の履行確認を受けた後、請求書により委託料の支払いを別表のとおり請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書が適法と認めたときは、請求書を受領した日から30日以内に受注者に支払うものとする。

(履行遅滞等)

第15条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間満了後相当の期間内に完了する見込みがあると認めたときは、

発注者は、違約金（次項の規定により計算した額が1,000円未満であるときは、これを要しない。）を付して履行期間を延長することができる。

- 2 前項の違約金は、委託料につき、延長日数に応じて年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定による財務大臣が定める率が改正された場合は、当該改正された後の率）を乗じて計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき理由により、第14条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、発注者は、未払金額につき、遅滞日数に応じて、前項に規定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。ただし、当該額が100円未満であるときは、この限りでない。

（権利義務の譲渡及び再委託等の禁止）

第16条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 受注者は、委託業務を一括して第三者に委託してはならない。
- 3 受注者は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わそうとするときは、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、委託業務の処理その他この契約による債務を履行しないとき。
 - (2) この契約に基づく発注者の指示に従わず、又は発注者の調査に協力しないとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 発注者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として委託料の10分の1に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。
 - 3 第1項の規定により、この契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。

（発注者の催告によらない解除権）

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。
 - イ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。
 - ウ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命

令が確定したとき。

エ 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

- (2) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) この契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第2号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 受注者が、第2号から第6号までのいずれかに該当する者をこの契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (9) 受注者が、この契約による債務を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (10) この契約に基づく調査において発注者の業務を妨害し、又はこの契約に基づく債務の履行において詐欺その他の不正行為をしたとき。
- (11) 委託業務の処理が不能である（ことが明らかに認められる）とき。
- (12) 委託業務の処理を拒絶する意思を明確に示したとき。
- (13) 委託業務の一部の処理を拒絶する意思を明確に示した場合又は委託業務の一部の処理が不能である場合において、既に完了した部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
- (14) 特定の日時又は一定の期間内に委託業務を処理しなければ契約の目的を達することができない場合において、当該日時又は期間内に処理しないとき。

(15) 第 10 号から第 13 号までに掲げる場合のほか、委託業務の処理その他この契約による債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約の目的を達するに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかとなるとき。

2 受注者が次に掲げる場合に該当するときは、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。

(1) 委託業務の一部の処理が不能である（ことが明らかに認められる）とき。

(2) 委託業務の一部の処理を拒絶する意思を明確に示したとき。

3 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前 2 項の解除の場合に準用する。

4 受注者は、第 1 項第 1 号に該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かに係わらず、契約金額の 10 分の 2 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同号アからウまでに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

5 前項の規定は、この契約による債務の履行が完了した後においても適用するものとする。

6 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者がこの契約を解除した場合は、第 1 項第 11 号及び第 12 号に該当するものとみなす。

(1) 受注者について破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産手続開始の決定があった場合 同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により更生手続開始の決定があった場合 同法の規定により選任された管財人

(3) 受注者について民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生手続開始の決定があった場合 同法に規定する再生債務者等

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 19 条 第 17 条第 1 項各号又は前条第 1 項各号若しくは第 2 項各号に定める場合の解除が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 20 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 21 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 9 条の規定により、委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 9 条の規定により、中止の期間が契約期間の 2 分の 1 以上に達したとき。

2 前条第2項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条 第20条第1項又は前条第1項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(法令上の責務)

第23条 受注者は、従事者に対し、使用者として労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法その他の法令に規定された全ての責任を負うものとする。

(損害賠償)

第24条 受注者は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し、発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(従事者の被服等)

第25条 受注者が従事者に支給する被服等は、受注者の負担とし、発注者はその被服等の指定をすることができる。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第26条 受注者又は従事者は、この委託業務の履行に当たって知ることができた秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が解除された後もまた、同様とする。

2 受注者は、この契約を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合においては、別記1「奈良市個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、個人情報の保護のための規程を設けなければならない。

(裁判管轄)

第27条 本契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、奈良地方裁判所又は奈良簡易裁判所を合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第28条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の条項に疑義が生じた場合は、発注者受注者協議の上、定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者受注者記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

発注者 奈良県奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市
奈良市長 仲 川 元 庸

受注者

別表（契約第14条関係）

NO.	支払い月	支払い額
第1回目 (6・7月分)	令和 ○年 ○月	○○○○○○○円
第2回目 (8・9月分)	令和 ○年 ○月	○○○○○○○円
第3回目 (10・11月分)	令和 ○年 ○月	○○○○○○○円
第4回目 (12・1月分)	令和 ○年 ○月	○○○○○○○円
第5回目 (2・3月分)	令和 ○年 ○月	○○○○○○○円
合 計		○○○○○○○円 (○○○○○○円)

() は、取引に係る消費税及び地方消費税の合計額

別記1（契約第26条関係）

奈良市個人情報取扱特記事項

（個人情報の保護に関する法律等の遵守）

第1条 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び奈良市情報セキュリティ基本方針を遵守しなければならない。

（責任体制の整備）

第2条 受注者は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の安全管理について内部における責任体制を構築し、これを維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第3条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者（以下「作業責任者等」という。）を定め、個人情報を取り扱う業務（以下「業務」という。）の着手前に作業責任者等報告書（様式第1号）により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者等を変更する場合は、事前に作業責任者等変更報告書（様式第2号）により発注者に報告しなければならない。

（作業場所の特定）

第4条 受注者は、業務に係る作業を行う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に作業場所に関する報告書（様式第3号）により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に前項の作業場所に関する報告書により発注者に報告しなければならない。

3 受注者は作業責任者等以外の者が作業場所に立ち入らないよう、必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は作業責任者等に受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、作業責任者等を容易に識別できるようにしなければならない。

（教育の実施）

第5条 受注者は、作業責任者等にこの特記事項の内容その他個人情報の適正な取扱いに必要な事項を習得させ、その個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、作業責任者等を対象とする教育及び研修を実施しなければならない。

（個人情報の漏えいの禁止）

第6条 受注者は、業務の処理において知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が満了し、又は解除若しくは解約された後においても同様とする。

（再委託）

第7条 受注者は、業務の第三者への委託（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、業務の一部を再委託する必要があると認める場合は、業務の着手前に再委託承認申請書（様式第4号）により発注者に申請しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において申請内容が適正であると認めるときは、再委託承認書（様式第5号）により再委託を承認するものとする。

4 受注者は、発注者及び第三者に対して、再委託先の行為及びその結果について責任を負うものとする。

5 受注者は、再委託先との契約において、次に掲げる事項を規定しなければならない。

(1) 再委託先は、この契約に基づく受注者の義務と同様の義務を負うこと。

(2) 再委託先に対する管理及び監督の具体的な手続及び方法

6 受注者は、再委託先の履行状況を管理し、及び監督するとともに、発注者の求めに応じて管理及び監督の状況を報告しなければならない。

7 前各項の規定は、再委託した業務をさらに委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）する場合について準用する。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第8条 受注者は、業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者に、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、受注者は、発注者に対して、当該労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第9条 受注者は、個人情報の適正な管理のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報を収集する場合は、業務に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行うこと。

(2) 個人情報を保管する場合は、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に行うこと。

(3) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出さないこと。

(4) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

(5) 事前に発注者の承認を受けて、作業場所において、かつ、業務に必要な最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。

(6) 個人情報を電子データで保管する場合は、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について定期的に点検すること。

(7) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん又は破損その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(8) 作業場所に私用の端末機器又は電磁的記録媒体等を持ち込んで、業務に係る作業を行わないこと。

(9) 業務に係る作業を行う端末機器に業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

（個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第10条 受注者は、収集又は作成した個人情報を業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（受渡し）

第11条 受注者は、発注者と受注者の間の個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手

段、日時及び場所で行うとともに、発注者に個人情報預り証（様式第6号）を提出しなければならない。

（個人情報の返還又は廃棄）

第12条 受注者は、業務が終了した場合は、個人情報を発注者の指定する方法により、返還し、又は廃棄しなければならない。

2 受注者は、個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った場合は個人情報消去・廃棄報告書（様式第7号）により発注者に報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第13条 受注者は、発注者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちにこれを報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査又は検査等）

第14条 発注者は、個人情報の取扱いについてこの契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかを検証するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 前項の規定による監査又は検査のほか、発注者は、受注者に個人情報の取扱いに係る情報を求め、又は指示をすることができる。

（事故時の対応）

第15条 受注者は、漏えい等の事故が発生した場合は、当該漏えい等の事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に報告し、その指示に従うとともに、漏えい等の事故報告書（様式第8号）を提出しなければならない。

2 受注者は、漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者は、漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

作業責任者等報告書

年 月 日

奈良市長

(受注者) 所在地（住所）
名称（商号）
代表者名
連絡先（ ）

以下のとおり報告します。

業 務 名			
契約年月日	年 月 日		
	所属・職位	氏名	担当業務
作業責任者			
作業従事者			

記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。

作業責任者等変更報告書

年 月 日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）

名称（商号）

代表者名

連絡先（ ）

以下のとおり作業責任者等を変更しますので報告します。

業務名				
契約年月日	年 月 日			
	所属・職位	氏名	担当業務	変更年月日
（変更前） 作業責任者				年 月 日
（変更後） 作業責任者				
抹消となる 作業従事者				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
追加となる 作業従事者				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。

様式第3号（第4条関係）

作業場所に関する報告書（新規／変更）

年 月 日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）

名称（商号）

代表者名

連絡先（ ）

個人情報の取扱いに係る作業場所について、次のとおり報告します。

業務名	
契約年月日	年 月 日
所在地：（所在住所）	
名称：（ビル等の名称、所在階、区画・部屋等の名称）	
作業内容：（当該作業場所で行う作業の詳細）	

所在地が複数ある場合は、作業場所ごとに追加すること。

<変更後の内容> 変更年月日 年 月 日

所在地：（所在住所）
名称：（ビル等の名称、所在階、区画・部屋等の名称）
作業内容：（当該作業場所で行う作業の詳細）

変更する事項のみについて記入すること。

再委託承認申請書

年 月 日

奈良市長

(受注者) 所在地(住所)
名称(商号)
代表者名
連絡先 ()

次のとおり、業務の一部を他の事業者へ再委託したいので、その承認について申請します。

業務名	
契約年月日	年 月 日
再委託先名	所在地(住所) 名称(商号) 代表者氏名
再委託する理由	
再委託して 処理する内容	
再委託先が 取り扱う情報	
再委託先における安全 性及び信頼性を確保す る対策並びに再委託先 に対する管理及び監督 の方法	(記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。)

再委託承認書

（受注者）所在地（住所）
名称（商号）
代表者名
連絡先

奈良市長
（公印省略）

年 月 日付けで承認申請のありました次の業務の一部の再委託について、次のとおり承認します。

業 務 名	
契約年月日	年 月 日
再委託先	所在地（住所） 名称（商号） 代表者名
再委託する業務 及びその内容	

個人情報預り証

年 月 日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）

名称（商号）

代表者名

連絡先（ ）

次のとおり個人情報を預かりました。

業務名	
契約年月日	年 月 日
記録媒体種類	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> USBメモリ <input type="checkbox"/> 外付けハードディスク <input type="checkbox"/> CD/DVD <input type="checkbox"/> その他（ ）
情報の名称（内容）	
受領者及び受領日	（所在地） （名称・商号） （連絡先） （受領者氏名） （受領日） 年 月 日
預り期間（予定）	年 月 日 から 年 月 日まで
返却方法（予定）	

情報の名称（内容）には、名称のほかその情報の範囲や数量など詳細を記入すること。

返却の場合は、以下も記入すること。

返却年月日	年 月 日
-------	-------

受領者	
-----	--

個人情報消去・廃棄報告書

年 月 日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）

名称（商号）

代表者名

連絡先（ ）

次のとおり個人情報の消去・廃棄が完了したことを報告します。

業務名	
契約年月日	年 月 日
消去・廃棄した個人情報	
消去・廃棄年月日	年 月 日
消去・廃棄作業場所	
作業処理者	
消去・廃棄方法	

備考

- 1 専用ソフト等を使用して消去・廃棄した場合は、使用ソフト名を記載すること。
- 2 物理的破壊の場合は、処理方法（穿孔処理、焼却処理等）を記載すること。
- 3 消去・廃棄を第三者に委託した場合は、処理委託先の消去又は廃棄証明書を添付すること。

漏えい等の事故報告書

年 月 日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）

名称（商号）

代表者名

連絡先（ ）

次のとおり漏えい等の事故が発生しましたので報告します。

業務名	
契約年月日	年 月 日
①報告種別	新規報告・続報（前回報告： 年 月 日）
②事案の概要 （発覚日、発生日及び 発覚に至る経緯を必ず 記載すること。）	発覚日： 年 月 日 発生日： 年 月 日
③発生事実	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 漏えい <input type="checkbox"/> 改ざん <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> その他
④漏えい等した個人データ又は加工方法等情報の内容	
⑤漏えい等した個人データ又は加工方法等情報に係る本人の数	（ ）人 （発覚した時点で把握した概数を記載すること。）
⑥発生原因	
⑦二次被害（そのおそれを含む。）の有無（被害がある場合は、その内容）	

